慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アダム・スミスと真正手形学説
Sub Title	Adam Smith and the real-bills doctrine
Author	佐藤, 有史
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1999
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.92, No.1 (1999. 4) ,p.135- 158
JaLC DOI	10.14991/001.19990401-0135
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19990401-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」92巻1号（1999年4月）

アダム・スミスと真正手形学説[1]

佐　藤　有　史

I．はじめに

近年の研究史上，確かに1970年代は，スミス貨幣理論にとって最悪の時期であったといえるだろう。実際その時期には，わが国においても欧米においても，「『国富論』の体系構成上の最大の難点は，それがその貨幣論にそのあるべき位置をあたえていないということである」（小林, 1973：242）という評価や，「『国富論』は，［貨幣理論の］歴史では，それが他のもっと一般的な諸点において値するほどには，輝かしい地位をあたえられないに違いない」（Vickers, 1975：503.［　］内は佐藤）という評価が，それほどの違和感もなく受け入れられていたかのようであった。なるほど，これらの評価の背後には，ある種のケインズ主義の興隆とともに貨幣の需要サイドの重要性がかつてないほど強調されたという時代の文脈があるだろう。それとともに，スミス以前の重商主義期における貨幣の需要サイドの取扱いと，スミスのいわば「古典派」に忠実な貨幣理論との対照が，スミス貨幣理論を必要以上に色褪せたものに見えさせたのだという事情もあるだろう。

だが，レイドラーの重要な論文（Laidler, 1981）によって幕を開けた1980年代以降，状況は大いに変化したといってよい。この15年あまりの間に，スミス貨幣理論に対する評価はまさに錯綜してしまった。貨幣理論史の中にスミスが占める位置は，卓越したものなのか，それとも否定的なものなのか。さらに，真正手形学説，兌換性，還流法則，選択条項禁止論，小額銀行券禁止論，といっ

（1）『法学講義』，『国富論草稿』，『国富論』（それぞれ *LJ*, ED, *WN* と略記することがある）からの引用はすべてグラスゴウ版スミス全集（Smith, 1976, 1978）で採用されている各巻の編・章・節・パラグラフ記号に従う。『法学講義』については，1762-63年の日付があるノートを *LJ(A)*, 1766年の日付があるノートを *LJ(B)* とそれぞれ略記することがある。また，『リカードウ全集』（Ricardo, 1951-73）からの引用は *Works* で示し，巻数をローマ数字で表記し原典のページを示す。以上の原典に関して，邦訳のあるものについては引用文献一覧にあるものを参照したが，行論の都合上，訳文を変えた場合がある。

たスミス貨幣理論の鍵鑰をなすと見なされてきた諸概念は，実際にはいかなるものであったのか。今日の研究者の間には，端的にいって，スミス貨幣理論の内実に対する合意は全く存在しない（Gherity, 1994 : 423-25）。

本稿で私は，特にスミス貨幣理論と真正手形学説と呼ばれてきたものとの比較検討を行ない，両者の同一性を原則的に否定することによって，スミス貨幣理論の再考を促そうと思う。周知のように，欧米の研究史には，ミンツ（Mints, 1945）以来，スミス貨幣理論はその根底に結局は「真正手形謬論」をもつがゆえに，評価することはできないとする強固な伝統が存在する。他方，わが国には，スミスの真正手形学説と見なされてきたものに「スミスの原理」の呼称をあてつつ，スミスに独自の再生産構造論が探られてきた伝統が存在する（高木, 1959 : 228-35, 246-63）。だが，本稿での検討を通じて，私はスミスを真正手形論者とするのはいささか疑わしいことを示そうと思う。

本稿の内容は以下のとおりである。第II節では，真正手形学説の歴史的系譜と目されるものを概略する。第III節では，現代においてスミスを真正手形学説に結びつけながら真正手形学説を称揚する代表的二学派である，合理的期待形成学派およびフリー・バンキング学派の諸見解と，そのスミス解釈とを検討する。第IV節では，1760年代以降のスミスの思想の発展をたどりつつ，1765年法の意義と『国富論』へと結実すべきスミス貨幣理論の諸要素とが検討される。第V節では，スミスの真正手形への言及の正確な内容が示され，スミスは，真正手形基準という「経験則」を決して原理的問題として考えたのではなくて，兌換性ならびにこれに基づいた選択条項撤廃や小額銀行券禁止などの論点に対する，たかだか副次的な論点として取り上げたに過ぎないのだということが示される。最後に，19世紀貨幣理論の前提となったスミスの意義が強調されるだろう。

1970年代以後の世界経済の経験は，改めて，一方的に貨幣の需要サイドのみに関心を集中させることが，必ずしも我々の現実経済にとってよりよい含意をもつ訳ではないことを示してきたといえるだろう。この意味でも，スミスの貨幣理論は，これまで考えられてきた以上に真剣に検討されるべきである。そしてまた，スミスの貨幣理論の検討作業は，古典派経済学の射程を十全に再構築するための必要な一環をなすといえるだろう。(2)

II. 真正手形学説の系譜

真正手形学説を歴史的に遡及する場合，欧米の研究史では，その起源をJ. ローに求めるのがほぼ共通の見解である（Mints, 1945 : 16, 18 ; Humphrey, 1982 : 5-8 ; Green, 1992 : 115-19）。ローは，「優

（2） おそらく今日，真正手形学説を擁護する可能性のあるもう一つの学派は，ポスト・ケインズ派である（Selgin, 1989 : 494-95, 498-99 ; Green, 1992 : 105-27, 189-202）。古典派経済学の価値と分配の理論の再構築を目指すこの学派にとって，確かに貨幣理論は一つの捩れをもたらしているように思われる。

良な担保」すなわち土地担保に基づく銀行券発行を主張した際に，金銀への法的兌換義務の廃止を求める一方で，この銀行券は経済活動水準を表現する土地担保の価値を超過することはあり得ないから過剰発行は自動的に抑止される，と説いた。なるほどローは，この文脈で，優良な担保に基づく貸付という銀行券の発行様式と，取引の必要にとって過剰な銀行券の銀行への還流とを，明確に述べていたといってよいだろう。(3)

だが，ローの土地の価値なるものは，何年間かの上がり高すなわち地代に相当する「価格」(at ～ years purchase) によって算定されるものであった。そして実際ローは，この「価格」を貨幣タームで表しているのだが，(4) この貨幣量とともに変化する価格の大きさを貨幣量の統制に用いようとすれば，通貨膨張の累積的過程を抑えることは原理的に不可能である (Humphrey, 1996 : 327-28)。このようなローの議論が「真正手形謬論」のプロトタイプであるという見解を最も初期に示した一人が H. ソーントンであったのは疑いない。

> フランスのロー氏の銀行ですら，その紙券は貸付という方法によってのみ発行されたのだ。……ロー氏は，担保がすべてで，量はとるに足らないものと見なした。……［その紙券は］彼が述べたところによれば，不動産を代表するだろうし，貴金属以上にすら値するだろう。なぜなら，土地は金銀と同じ価値の下落を被ることはないだろうからだ。彼が忘れていたのは，紙券への需要には限界がないかもしれないこと，量の増加は諸商品の騰貴の一因になるだろうこと，諸商品の騰貴はさらに一層の［紙券量の］増加を必要とするだろうし，またそれを正当化するだろうということだ。(5) (Thornton, 1811 : 341-42. ［　］内は佐藤)

次いで，真正手形学説の強力な擁護は，フランスにおけるロー・システムの悲惨な崩壊にもかかわらず果敢にもローを支持した J. ステュアートとともに現れた (Mints, 1945 : 30 ; Green, 1992 : 121-

---

(3)「ここで提案されている紙幣は，価値において銀に等しくなるだろう。なぜならそれは，それと引換えにあたえられた同額の銀貨に等しい担保された土地の価値をもつだろうからだ。……財貨や貨幣は，その量が増加したり，その需要が減少したりすれば，価値が下落する。しかし委員会は，需要されただけの額を発行し，返済されるべく申し出された額を回収するので，この紙幣は価値を維持するだろうし，そして常に，必要があり使用されるだけの貨幣のみが存在するだろう。……需要があり，優良な担保が提供されているのに，委員会が貨幣を発行しないなら，それを拒否された人々は困難に陥り，わが国は損害を被る。」(Law, 1705 : 89-90. 訳 287 頁。強調は佐藤)

(4)「鋳貨であたえられるだろうものに従った，ほぼ20年間の上がり高に相当する価格で評価された土地の全価格［分の紙幣］を発行……」(Law, 1705 : 85. 訳 284 頁。［　］内は佐藤)。また *ibid.*, pp.90-92, 99-100, 118, 訳 288-90, 296-97, 314 頁も見よ。

(5) 独立独歩の卓越した思索家だった地金主義者 W. ハスキスンは，ソーントンに先んじた。「私が必要があって著名なロー氏の論考を研究してから，多くの年月が過ぎた。……しかし私は，彼の著名な企画が基づいていた諸原理と，イングランド銀行のこの指導的学説［真正手形学説］との間にはきわめて強い類似性が存在しているのを，自信をもって思い出せる。」(Huskisson, 1810 : 30 n.［　］内は佐藤)

24)。19世紀にまで至る瞠目すべき批判的貨幣理論史をあたえたソーントンによれば，ステュアートの発券原理は，「銀行券の適切な制限は，それと引換えに銀行券があたえられる担保の性質に注意を払ってさえいれば，十分に保証されるだろうと想像する……誤り」(Thornton, 1802 : 244. 訳 271 頁）に陥っていたのであった。(6)

優良な担保に基づく発券原理が十全に体系化されたのは，スミスが担保として明確に「真正な手形」を指示したことによってであるというのが，今日の研究史における強固な伝統である。「彼は実際，真正手形学説の最初の完全な解説者であった」(Mints, 1945 : 25)。

スミス以後，19世紀初頭のイングランド銀行の兌換停止期に生じたインフレーションをめぐる地金論争において，真正手形学説に訴えつつ当時のイングランド銀行の金融政策を正当化したのが反地金主義者たちであった。彼らは，真の「取引の必要 (needs of trade)」(すなわち真正な担保＝手形）に対して発行される銀行券は，貸付として，つまり既存の信用需要に応えるために受動的に発行されるに過ぎないのだから，「取引の必要」が存在しなければ銀行券は直ちに銀行に還流するはずだという真正手形学説を主張することで，イングランド銀行の銀行券過剰発行の責任を認めなかった (Corry, 1962 : 75-7)。

さらに，真正手形学説は1840年代に最も熱を帯びた通貨論争において銀行学派によって支持され，彼らはこれを「還流法則 (the Law of Reflux)」と命名した。これによれば，貸付という発行様式に基づく銀行券の過剰発行は不可能である。なぜなら，過剰な銀行券は貸付を返済するために即座に銀行に還流するだろうからだ。(7)

以上が（お望みならば現代にまでたどることができる）真正手形学説の周知の歴史的系譜である。真正手形学説に不可欠な諸要素を確認しておこう。すなわち，優良な担保に基づく貸付という発行様式をもつ銀行券は，過剰に発行されることはあり得ない。過剰な銀行券は貸付の返済という形で銀行に即座に還流するからだ。この担保の価値は，貨幣供給から独立した経済活動水準すなわち「取引の必要」の存在を反映しており，この「取引の必要」による貨幣需要があたえられれば，銀行は受動的に銀行券を発行するより他ない。

さて，スミスは一度も 'needs of trade' 'reflux' という語は用いなかったという点は措くとしても，この段階で指摘されてよいのは，この系譜でロー，ステュアート，スミスが直線的に結び付けられる異様さである。スミスは周知のように，ステュアートの論理は誤りに満ちていると考え，全く言及することなく無視した。(8) だが，ローの構想については『法学講義』では少々詳細な，『国富

---

(6) ステュアートは，『経済の原理』(Steuart, 1805) 第 4 編第 2 部において，当時のスコットランドに対して，公的な土地担保発券銀行と手形割引を行なう民間銀行業者（為替業者）との二分法に基づいた理想的システムを思い描いていた (Checkland, 1975a : 505-7 ; idem, 1975b : 258-60)。

(7) だが T. トゥックは，少なくとも信用については，真正手形学説と還流法則との妥当性を疑うようになった (Arnon, 1991 : 131-32, 166, 173-74, 179-80)。

論』では簡略化された，批判を残した。

> だがそれは，明らかに次の不都合を免れない。スコットランドの地代を年500万ポンドとすれば，もっとも実際にはずっとそれより多いだろうが，20年間の上がり高相当の価格では，それは1億ポンドに相当する。だから，わが国にはまさにそれだけの通貨が存在することになるだろうが，仮にその時，100万ポンドが流通に必要なら，ちょうど9900万ポンドは，全く海外に出ることができないので，役に立たないであろう。人々の衣食住は増加しないだろうから，それらは以前と比べて一人たりとも多くを維持し得ないだろうし，すべての商品はそれらの現在価値の99倍に騰貴するだろう。(*LJ*(*B*) 272)[9]

『法学講義』から『国富論』に至るロー批判で見逃せないのは以下の二点である。第一に，スミスはローの貨幣理論は，J. ロックの貨幣理論[10]と同様に貨幣価値の同意理論という虚偽を原理にもつと見なしていた。スミスの言葉によれば，ローは「貨幣価値は恣意的なものであり，人類の一般的同意（common consent）に基づく……という原理」に依拠していたのである（*LJ*(*B*) 280. Cf. *LJ*(*B*) 270; ED41)。これは，需要がありさえすれば，貨幣供給は無限に可能だし，またそうあるべきだという観念をもたらすのであり，古典派の貨幣流通法則にとって許し難い想定を行なっていることになる。第二に，ローは，「その国の全土地の価値総額に達する紙券を発行してもさしつかえない」と主張することで，スミスによれば，「紙幣はほとんど無際限に増加させることが可能だという考え」を示したことになる（*WN* II. ii. 78)。スミスは，ローの構想が通貨膨張の累積的過程を生むことをはっきり理解していた。なぜならスミスは，ローによる土地価値の算定基準である「～年間の上がり高（地代）相当の価格」が，実は貨幣の市場利子率によって規定されることを明確にしていたからである。すなわち，貨幣利子率が下落すれば，土地価格はより多くの年数の「上がり高相当の価格」になり，逆は逆である（*WN* II. iv. 17; IV. vii. c. 58)。それゆえ，土地の価値なるものは，土地収益（地代）を現行の貨幣利子率で算定し直すことによって貨幣タームであたえられるものであるから，これを通貨量の統制に用いようとすれば，通貨膨張の無限の累積的過程を抑えることができないことは，スミスには明らかだったのである。

このように，ローからスミスへと至る真正手形学説の系譜論の信憑性には多くの怪しさがつきまとうが，次に，スミスを真正手形学説の代表者と目しつつ，現代における真正手形学説の復興を図

---

(8)「この著作［Law, 1705］や，同じ原理に基づく他の諸著作の中には，壮大ではあるが幻想的な考えが述べられている。それは今なお多くの人々に感銘をあたえており，スコットランドその他の諸地方でも近ごろ苦情の種となってきている銀行業の行き過ぎの，おそらくある程度一因になっているだろう」（*WN* II. ii. 78.［　］内は佐藤)。「同じ原理に基づく他の諸著作」または「多くの人々」の中には，ステュアートも含まれていたに違いない。ローの著作は1750年に小額銀行券熱狂を迎えつつあったグラスゴウで復刊された（Saville, 1996: 231)。

(9) ロー批判に関しては，*WN* II. ii. 78; *WN* II. iv. 9; *LJ*(*B*) 270-81; ED41-2 を見よ。

(10) スミスのロック批判は『法学講義』Aノートのみに見られる。佐藤（1993: 59）を見よ。

ろうとする二学派の見解を検討することで，スミスを真正手形論者として処理することの怪しさをさらに示すことにしよう。

III. 現代の諸理論における真正手形学説の称揚とそのスミス解釈

III. 1　合理的期待形成学派

今日における真正手形学説の強力な擁護論の一つは，合理的期待形成学派から提示されているものであるが，彼らによるスミスの援用の仕方や解釈を検討してみよう。

まず，この学派の真正手形学説称揚の背後には，中央銀行による貨幣ストックの管理能力に対する深い不信が存在することに注意しよう。この学派によれば，貨幣供給量は「取引の必要」に応えるために受動的に拡張されるべきであり，中央銀行がすべきことは，たかだか，この「取引の必要」に応えるべく望ましい固定的な目標低利子率ゾーンを設定することに限定されるべきなのである。そしてこの学派は，この利子釘付け政策（interest-pegging policy）と歴史上の真正手形学説との同一性を強調するのである。「その原則は『真正手形学説』として知られていた。主張されたのは，諸銀行が『商業と事業に融資するために』設定された利子率で（『投機的』とは反対の）『真正な』投資に資金調達するよう意図された貸付需要に応じるのに十分な準備を常にもつことを，金融当局が保証するなら，貨幣量は自動的に適切に調整されるだろう，ということだった」(Sargent, 1979 : 92)。さらにサージェント＝ウォレスは述べる。「スミスは，貸手のポートフォリオにおける金の紙券負債への代替を通じて，銀行業の普及は借り手に対してもっと有利な条件をあたえると論じた……我々は，スミスは，仮に諸銀行の大部分が無規制のままにおかれるなら，貸付利子率はもっと低下するだろうし，保有される金はもっと少なくなるだろうと論じているものと，見なす」(Sargent and Wallace, 1982 : 1228-29)。

彼らの文章はそれなりに印象深いものであるが，それは，事の核心をついているからというよりは，彼らが実際にどれだけスミスから離れてしまっているかを如実に示しているからに他ならない。スミスは，銀行業の設立が，貨幣利子率や借り手の融資利用条件に何らかの直接的効果をあたえ得るとは，全く主張しなかった。スミスの利子率決定論は，実物資本に対する利潤からの控除理論であって，利子率は利潤率に依存するのでありその逆ではない（*WN* I. vi, ix ; II. iv)。そしてこの枠組みの内部でスミスは，銀行業が社会的生産性を高めるという議論を展開する際に，銀行業の設立による金紙代替メカニズムを，まさに生産における固定資本の導入になぞらえたのであった。すなわち，固定資本の導入は既存の労働の生産性を高めるだけでなく，新たに労働を雇用すべき流動資本の社会的剰余すなわち「純収入」への追加を生み出し（*WN* II. ii. 7)，こうして人口増大とさらなる分業の進展をもたらす（*WN* I. viii. 57 ; II. intro. 3)。これと同様に，スミスの金紙代替メカニズムの眼目は，サージェント＝ウォレスの主張するような 'cheap money' にあるのではない。

「[金紙代替の] 操作は，ある大事業の企業家が，機械工学上の何らかの改良の結果，彼の旧式の機械設備を取りはずして，新旧の機械設備の価格の差額を彼が職人たちに材料と賃金とを供給する基金である自らの流動資本に付け加える，という操作にある程度似ている」(*WN* II. ii. 39. [ ] 内は佐藤)。実際，第V節で見るように，スミスの銀行理論は，まさにマクロ的な生産・分配・貯蓄の観点から展開されているのであり，それだけにサージェント＝ウォレスのスミス援用の異様さがますます浮き彫りにされるのである。

さらに，サージェント＝ウォレスは，世代重複消費ローン・モデルを作製することで，貨幣数量説とは対照的に，「フリー・バンキングすなわち真正手形体制」においてこそ，貨幣的均衡もしくは物価水準の安定性は失われるものの資源配分のパレート最適が実現されることが示されるので，「真正手形学説の復興」に貢献できるという (Sargent and Wallace, 1982: 1212)。だが，消費ローン云々は別にしても，反地金主義者たちですら，真正手形学説が物価水準を不確定にすることは認めなかった。いわんや，スミスが物価水準に対してどうでもよいという態度をとったことは全くなかった。レイドラーは，サージェント＝ウォレスに対して，スミスにとっては物価水準こそが大いなる関心事だったのだと批判するが (Laidler, 1984: 150-51)，この問題はスミスの兌換性に対する態度に深く関わっており，そしてこの兌換性こそは，後に見るようにスミス貨幣理論の枢軸をなすのである。

最後に，サージェント＝ウォレスがスミスを完璧なレッセ・フェール銀行論者であると見なしている点に注意しよう。(11)「真正手形学説は……真正手形――『国富論』でのアダム・スミスの定義によれば，安全なというか債務不履行の危険のない負債額の証拠物件――の割引は規制されてはならない，と提案する。……その学説の鍵となる指示は，いかなる政府規制もそのような仲介の機会を規制してはならない，ということだ。その学説は民間銀行の過剰な『信用創造』を防ぐ市場の諸力を信頼している」(Sargent and Wallace, 1982: 1212-13)。実際，マネタリズムの興隆から生まれ出でた合理的期待形成学派は，市場への「信頼」により貨幣数量説による貨幣的均衡の道を放棄したばかりでなく，フリー・バンキングを，さらには中央銀行業務での競争をすら，主張することによって，M. フリードマン流のマネタリズムから何と離れてしまったことか (Backhouse, 1995: 128)！

これまで見たように，合理的期待形成学派のスミス解釈はとうてい支持できるものではない。だが，貨幣理論の歴史に照らしてみると，確かにアーノンが真正手形学説に対する非難を込めて指摘するように，「真正手形学説はしばしば競争と同義であると見なされてきた」し，また，この学説は「フリートレードが銀行業に適用されるべきだと主張」するものと見なされてきた文脈が存在す

(11) だが，彼らもスミスがフリー・バンキングに規制を設けたことは認めざるを得ない。彼らはスミスによる小額銀行券禁止と即時無条件の兌換義務の二つの法的規制の強調に言及する (Sargent and Wallace, 1982: 1213 n.1) が，迂闊にも事の意味を掘り下げなかった。

る（Arnon, 1991 : 165, 176）。そして実際，合理的期待形成学派以上に明示的に中央銀行制度に対する完全な懐疑を抱きながら，スミスおよび真正手形学説にアプローチするもう一つの学派がフリー・バンキング学派である。

III．2　フリー・バンキング学派

実のところ，フリー・バンキング学派は，過去（特に19世紀）に自らの祖先を求める際，これら祖先がほぼ真正手形論者であったことを認める（White, 1984 : 102, 120-28）ものの，今日，この学派のすべての者が真正手形学説を支持している訳ではない[(12)]。だが，特有の真正手形学説の解釈を示しながら，それを明確にスミスに帰し，「真正手形学説の限定的かつ条件づけられた復興」（Glasner, 1992 : 868）を図ろうとするこの学派の一論者の検討は，この学派が提示するスミス像のバイアスを明らかにする上で重要だろう。

さて，グラスナーによれば，スミスは経済全体の通貨供給量の規制原理として真正手形学説をもち出したことはないのであって，スミスによるその学説の援用は，あくまでも個別銀行の利潤最大化行動を保証する銀行券創造の指針をあたえるためであった。ここでのスミスの眼目は，個別銀行の「銀行券の創造は限界収入と銀行券発行の限界費用とによって規制される」点にあったのだ。「だから，スミスが提示していた問題は，銀行システム全体によるインフレ的過剰発行ではなくて，過剰発行する当の銀行が被る利潤の損失であった。過剰発行の直接的費用は，公衆によってではなく，過剰発行する諸銀行によって負担されたのだ」（Glasner, 1992 : 870, 872-73）。

さらにグラスナーによれば，真正手形学説と還流法則とは異なる。前者は銀行の貸借対照表における資産に，後者は負債[(13)]に，関わるものである。還流法則とは，この負債の量と構成を決定する市場メカニズムが存在するという命題であり，銀行が銀行券と引換えにどのような資産を手に入れるかという問題には関わらない。それゆえ，スミスにとっての真正手形学説とは，個別銀行が負債の過剰発行を回避しつつ利潤を最大化する上での資産保有に関わる指針なのであって，諸銀行は自行の負債への需要が減少する際に素早く現金化できる短期の資産を保有することで，非流動的な長期的資産を急に処理することから生じ得る損失を回避すべきだ，と教えるものなのである（Glasner, 1992 : 888-89）。

おそらく，真正手形学説のこのような提示のされ方にとまどう人も多いだろう。真正手形学説が銀行による資産選択の指針に過ぎないならば，なぜそれが特に真正手形でなければならず，短期国

---

(12)　完全に否定する者（Selgin, 1989）もいれば，原則的に否定するものの，中央銀行の存在しない銀行業での還流法則の妥当性は認める者（White, 1984 : 126-27）もいる。

(13)　グラスナーは手形決済や金兌換請求による還流はほぼ無視する。それゆえ負債項目には銀行券と預金という信用（内部貨幣）が考えられている。さらに彼が資産としての貨幣（外部貨幣）に法定不換紙幣をも含めていることに注意せよ（Glasner, 1992 : 885, 887）。

債や株式であってはならないのか。[14] 私の知る限り，スミスがこのような意味で真正手形を資産として取扱った事実はない。さらに問題なのは，グラスナーがスミスの議論を銀行産業の限界費用—限界収入というミクロ理論へと解消することで，真正手形学説をめぐる論争を相当にトリヴィアルにしてしまったことだ。なるほど，スミスは諸銀行の「利潤」について語りはした。スミスは18世紀中葉のスコットランドの諸銀行による負債の過剰発行についてこう述べた。「彼ら［諸銀行］は多少とも過大取引をしていたのであって，そのために，特にこの事業の場合にはほんのわずかな過大取引にも必ずつきまとう損失，あるいは少なくとも利潤の減少をまねいたのであった」（*WN* II. ii. 65. ［ ］内は佐藤。Cf. *ibid*., § 76）。だが，スミスがこのような諸銀行の過大取引すなわち銀行券の過剰発行の結果に対して注意を寄せたのは，個別銀行の利潤最大化問題のゆえではなかった。

> その結果として，このような紙券の大部分は，仮に紙幣がなかったならばこの国で流通していたであろう金銀の価値を，上回ることになった。だからそれは，この国の流通界が容易に吸収でき使用できる額を超えるものになった。そこでそれは，金銀と兌換されるために直ちに諸銀行に復帰し，諸銀行は全力を尽くして金銀を見つけ出さなければならなかった。（*WN* II. ii. 71. 強調は佐藤）

この引用文から明らかなように，スミスは実際には，諸銀行による過剰発行を国全体の通貨供給の視点から捉えていた。また，銀行券発行量がこの引用文で「上回る」「超える」と表現されている事態は，要するに，銀行券の減価（*WN* II. ii. 105）を示すに他ならないことが理解されてよい。なぜなら，銀行券は，貸付の返済としてではなく金銀との兌換請求の結果として銀行に復帰したのだから。まさにスミスは，諸銀行によるインフレ的過剰発行[15]にこそ多大の関心を寄せていたのである。

このようにグラスナーの議論は，少なくともスミス解釈としては，とうてい成功しているとはいい難い。というか，むしろ私は，今日，真正手形学説をスミスの権威を借りて復興する試みは結局は無益であると信ずる。なるほど論者たちは，彼らなりの真正手形学説を展開することで，この学説のある種の復興を図ろうとしてきた。だが，そこにはなにがしかのスミス解釈上の欠陥が不可避であった。だから今や，次のような問いが投げかけられてよいはずだ。すなわち，スミスはいかなる意味で真正手形論者だったのか，いや，そもそもスミスは真正手形学説論者だったのか。

---

(14) この点はグラスナーも気づいている。「真正手形のみを保有する理論的根拠がどのようなものになるだろうかは，完全に明確な訳ではない」（Glasner, 1992 : 891. Cf. *ibid*., pp. 892-93）。

(15) グラスナーは現金支払制限期（1797-1821年）におけるイングランド銀行の負債発行すらも限界収入—限界費用の関係から膨張に限界があったとする際（Glasner, 1992 : 887），明らかに誤った。資本利潤率が銀行利子率を上回る限り，借入需要には限界がなく，イングランド銀行は過剰発行を行ないつつ，手形割引の増加とインフレの進行との双方から空前の利潤を獲得したのである（*Works*, IV : 96-114）。グラスナーはここでは自らのミクロの議論をマクロ的金融に移してしまったのである。

この問題を考える一助として，フリー・バンキング学派によってあたかも自明かのようになされる「フリー・バンキング学派の学説上の祖先はアダム・スミスの『国富論』第II編第II章にたどれるだろう」(White, 1984 : 54) という主張の検討が大いに役立つだろう。実際には，スミスは銀行業に関しては強力な規制論者だったのであり，また時を経るごとにイングランド銀行が経済に占める位置への関心を強めていったのである。これらすべてがスミスと真正手形学説との関係を探る上で重要であるが，そのためには，節を改めてスミスの銀行業についての理論を発生史的にたどらねばならない。

IV. スミスと1765年法

IV. 1　最初期のスミスの諸見解：『法学講義』および『国富論草稿』

この時期のスミスの見解は，先に見たようにロックおよびローの貨幣価値の同意理論批判を展開しつつ商品貨幣説を基礎としていた。さらに，『国富論』におけるような生産的労働論や分配論は存在しないものの，節約規定に基づいた金紙代替による経済成長論が積極的に展開されていた（佐藤, 1993 : 55)。他方，銀行券発行の諸規則についてはほとんど言及がない。スミスはブリテンの諸銀行が一部準備に基づいて銀行券を発行していることを指摘する（*LJ* (*B*) 250. Cf. *LJ* (*A*) vi. 130)。兌換性は明示的には言及されていないが，それは，『講義』Bノートでの「即時の請求に応じるための」(*LJ* (*B*) 246, 248, 250. Cf. *LJ* (*A*) vi. 130) 正貨準備の必要性の度重なる強調の中に含意されているように思われる。だが，「彼は実のところ，銀行業者たちは彼らが償還できるよりも多くの銀行券をかなり頻繁に発行するだろう，と推定しているように思われる」(Gherity, 1994 : 427)。『講義』はしかし，銀行業部門における完全な自由競争が実現され，設立銀行数が多い限り，一行による銀行券発行量は全通貨量のごくごく一部に過ぎないので，支払不能による銀行倒産は実は危険ではないと保証する。何よりも危険なのは銀行業における独占である（*LJ* (*B*) 250-51)[16]。キャッシュ・アカウントが『講義』Aノートでのみただ一箇所で言及されるが[17]，この時期のスミスの諸見解には，真正手形学説と見なせる要素は全く存在しない。

IV. 2　1765年法とスミス

だが，1765年法（ジョージIII世治世第5年条例第49号）の制定をめぐる状況は，スコットランドの

---

(16)　だが『国富論草稿』では既に，「詐欺もしくは濫用を防ぐのに必要な」規制が銀行業に課されてよい，と示唆されているように思われる（ED36)。

(17)　「紙幣は最初はキャッシュ・アカウントで商人にあたえられ，商人は引き出した貨幣に等しい手形をあたえるのであるが，この方法によって商人は，おそらく彼が所有していたより1000ポンド以上も多くを手に入れるのである。」(*LJ* (*A*) vi. 131-32)

金融のみならず，スミスの思想の発展に画期をもたらしたといえるだろう。それゆえ，スミスの思想の発展を跡づける上で，まず18世紀中葉のスコットランドの金融状況を簡単に見た後で，それとのスミスの関わりを概観するのが適切だろう。

18世紀初頭のスコットランドでは，1695年創設のジャコバイト的傾向をもっていたスコットランド銀行と，1727年創設のウィッグの対スコットランド戦略の一環であったスコットランド王立銀行という，二つの「公的」銀行をもつエディンバラが金融拠点であった。エディンバラの民間銀行業者は自ら発券することなく，両行の銀行券を用いていたが，その一方で両行は互いに金融闘争を繰り返していた。その間，1747-50年にグラスゴウとアバディーンに次々と地方銀行会社が設立されていった。アバディーンの諸銀行は二つの公的銀行の攻撃により発券業務から撤退したものの，グラスゴウの諸銀行は生き残り，1750年代には数シリングの額面銀行券をすら発行する小規模の発券業者の氾濫をみた。「スコットランドには銀行券の発行にもその額面の大きさにも全く法的規制が存在しなかった。銀行券発行におけるこの大きな容易さこそが，スコットランドを銀行業への自由参入の最も瞠目すべき例としたのだった」(Checkland, 1975a : 508)。だが，スコットランドにおける「1750年代および1760年代の小額銀行券熱狂」(*Ibid.*) に象徴される事態は，きわめて不安定な金融状況をもたらし，1750年代から1760年代にかけて，スコットランドに周期的な為替不安と物価騰貴をもたらした (Saville, 1996 : 136-48)。このような無法規的システムは，二つの公的銀行により何か合理的な金融政策がとられることを不可能にしただけではない。さらに，二つの公的銀行からして率先して行なっていた選択条項[18]の行使が，スコットランドの金融システムから，紙幣流通の根本的基礎である兌換性と正貨準備とを奪っていたのである。「このように，スコットランドのシステムは多かれ少なかれ，不断の部分的現金支払停止のシステムであった。いずれにせよ……実業家たちは危機の際には，結果は，スコットランドにおける貧弱な正貨供給ではなくて，ロンドンでの信用の入手の見込み次第だということを，知っていた」(Checkland, 1975a : 510)。1764年には，ロンドンの政府はスコットランドの銀行業の現況に介入する必要性を認めるようになっていた。

こうして，スミスに関係する重要な逸話[19]が登場する。二つの公的銀行は，このような事態に対し共同歩調をとり，1764年1月に両行にスコットランドでの発券独占を求める請願を政府に行なった。これは，イングランド銀行ですらイングランドで享受していなかったほどの強い特権であった。この間，グラスゴウからは公的二行の独占反対キャンペーンが行なわれ，また多くのパンフレットや覚書が書かれて，ロンドンの政界に働きかけられた。このうち，二人のグラスゴウの銀行家によって書かれたと思われる二論文がコメントを求めるためにJ. ステュアートに送られた。このうちの

(18) 正貨を一覧払で支払うか，または提示後六ヶ月たってからその間の法定利子をそえて支払うかの選択権が銀行側にある旨の条項が銀行券に記載されていた (*WN* II. ii. 98)。

(19) このパラグラフの以下の叙述はゲリティ (Gherity, 1993 : 243-74) に大いに依る。

一つは，1763年2月4日の日付があり1764年1月に国璽尚書に送られ，1764年2月の日付でパンフレットの形で公刊された。もう一つの論文『スコットランドの諸銀行および紙券通貨に関する所見』(Smith [?], 1763. 以下『所見』と略称）は，1763年11月付でパンフレットの形で，次いで『スコッツ・マガジン』誌同月号に些細な修正を加えられ，公刊された。この二論文の検討は，ステュアートのコメントは二論文の最終的な形に全く影響をあたえることなく，スミスによる助言こそが最大の影響をあたえた事実を明らかにする。『所見』は選択条項の禁止と公的二行による発券独占の阻止とを強く訴えるものだった。さらに，スミスは1764年1月半ば，フランスへ向かう途上にロンドンに滞在し，国璽尚書や，スコットランド銀行業の立法に関する枢密院委員会委員であった古くからの友人たちと，会談する機会をもった。この時期にそのような会談を要するほど重要だった唯一の論題は，懸案だったスコットランドの銀行業に関する立法上の諸問題だった見込みが強い。結局，1764年2月，枢密院委員会はスコットランドの公的二行の使節団に「完全にスミス的」(Checkland, 1975a : 509）な暫定的回答をあたえた。すなわち，公的二行による発券独占の不認可，選択条項の禁止，5ポンド未満の小額銀行券の発行の禁止，がそれだった。

その翌年，スコットランドにおける1ポンド未満の小額銀行券の発行禁止と銀行券の正貨への一覧払の義務づけ（選択条項禁止）とを法的に強制した1765年法が制定された。

Ⅳ．3 『所見』から『国富論』へ

『所見』[20]はいくつかの点で，『講義』および『草稿』を超えた興味深いスミスの思想の発展を示しているが，本稿にとって何よりも重要なのは以下の四点である。

第一に，スミスは兌換性こそが銀行券流通の基礎であることを強調しつつ，選択条項を非難し，この関連で銀行券の「減価」に明確に言及する。

> 紙券信用を支持する上でいえるかもしれないすべてにもかかわらず，やはり認められねばならないのは，それが濫用されやすいということである。その制度の有益な目的は，無知もしくは悪意によって，悪用されて一般的な被害をもたらすかもしれない。紙幣はそれが一国の正貨に対してもたねばならない適切な比率を超えて増加するかもしれないし，それの支払に対してあたえられるべき金銀を見つけるのが困難になるかもしれない。その困難が増すにつれて，紙幣の価値は下落するに違いない。そし

(20) 詳細な書誌的調査を経てゲリティ（Gherity, 1993）はこれをスミス自身の論文とする。ゲリティ説はロス（Ross, 1995 : 154-56）による穏やかな支持を得た。私も，この論文を吟味してみて，これがスミスからの直接の助言もしくはスミスの筆になる修正を経てなったものと確信する。ゲリティが挙げていないさらなる証拠として，例えば，紙幣が「農業，製造業，貿易」を発展させるという叙述（Smith [?], 1763 : 274）が『国富論』の「この国の農業，製造業，貿易は発展し」（*WN* II. ii. 42）に再現し，また銀行信用が「信頼」に基づく（Smith [?], 1763 : 275）という強調が『国富論』で再現（*WN* II. ii. 28）している点を見よ。

て同じように，あらゆる他の諸国との為替は騰貴するに違いない。銀行会社は脆弱な担保に基づいて設立されるかもしれない。こうして公衆に対する明白な危険が生ずるかもしれない。その支払に応ずるのに十分な金銀を保有せずに，銀行券を発行したくなるものもあるかもしれない。これらの害悪のうちのいくつか，たぶん全部が，わが国［スコットランド］で現在まさに生じていると懸念すべき理由があるかもしれない。(Smith [?], 1763 : 275-76. [　] 内および強調は佐藤)

スミスによれば，「選択条項は，まさに銀行の義務の観念と本質とを破壊する。貨幣と等価であるべきであり，常にそれと兌換可能であるべきものが，こうして，貨幣の将来の支払に対する単なる借用証にされているのだ」。だが，選択条項の禁止は「銀行券と交換にあたえられる現金の十分な量を直ちに呼び戻すだろう。他方，それとの交換に現金が即座に入手できるようになれば，それはもはや減価することはないだろう」(Smith [?], 1763 : 278. 強調は原文)。こうして，スミスは，銀行信用にとって即時無条件の兌換義務が最重要であることを明確にしたのであって，これら諸要素が『国富論』で再確認されていることに注意されねばならない。すなわち，選択条項により兌換義務を免れた銀行券が「スコットランドの通貨の圧倒的大部分を占めていた」1760年代前半は，このような「濫用」のために，銀行券を「金銀の価値以下に下落させ」，ロンドンとの為替相場を「不利にした」(*WN* II. ii. 98)。銀行券の即時無条件の兌換性は，銀行券が「現金との正当な比率を超えて拡大しないようにする」(*WN* II. ii. 106) 基本であったのだ。

第二に，小額銀行券の禁止問題は『所見』では触れられていない。だがこれは，この論文がその一翼を担ったキャンペーンがまさに「小額銀行券熱狂」にいまだに酔いしれていたグラスゴウの諸銀行によってなされたという事実に帰され得る (Gherity, 1993 : 251)。スミスのこのような戦略は，しかし1764年1月の国璽尚書や枢密院委員会委員との会談では不必要だったので，同年2月の委員会の回答が5ポンド未満の小額銀行券禁止に言及していたのは，スミスの示唆によるものと考えてよいだろう。「おそらく，この王国のどの地方でも，5ポンド未満という小額の銀行券は発行しないことにした方がよかったであろう」(*WN* II. ii. 91)。だが，ロンドン政府はスコットランドでの小額銀行券問題にはそれほど執着しなかったので，1765年法では1ポンド未満の小額銀行券禁止に落ち着いた。(21)

第三に，イングランド銀行が，ブリテンにおける金融システムの要として記述されている。「実質的富に基づき，即時払いによって支えられているイングランド銀行の信用は，最も困難でつらい時期ですら，長い間確固としてきた。同行は，公的信用と私的信用との双方に対して，それを知る機会がなかった人々には信じ難く思われるかもしれないような援助を与えてきた」(Smith[?],

(21) イングランドでは1775年法で1ポンド未満の銀行券が非合法化され，1777年法では事実上5ポンド未満の銀行券が禁止されたが，後者は広範に1ポンド銀行券が使われ続けたスコットランドには適用されなかった (Feavearyear, 1963 : 174-75. 訳 190-91 頁)。

1763 : 275)。『講義』と『草稿』とには欠けていたイングランド銀行への『所見』での言及は，この論文が『国富論』の思想を先取りしていることを明確に示している。『国富論』ではまさに，イングランド銀行の複雑な操作が，公的信用と私的信用との双方から展開されていたからである。すなわち，「ヨーロッパ最大の発券銀行」（*WN* II. ii. 79）であるイングランド銀行の「安定性は，ブリテンの政府の安定性にも勝るとも劣らない……同行は，普通銀行として活動するばかりか，国家の一大機関としても活動している」（*WN* II. ii. 85）。そして『国富論』は，銀行業を合本会社経営を容認し得る四つの事業のうちの一つに挙げてこう述べていた。「公的信用を維持しなければならず，さらに特別の非常事態には，おそらくは数百万ポンドにもなる租税収入の全額をその納期の一，二年も前に政府に前貸しなければならない公的銀行は，どんな個人的合名会社にも容易に集められないくらいの大きな資本を必要とする」（*WN* V. i. e. 37）。だが，イングランド銀行は公的信用にとっての要ばかりではなかった。スコットランドの諸銀行による過剰発行は，結局はイングランド銀行の金属準備によって贖われたのである。

> ここで注意すべきは，イングランド銀行が自行の金庫に鋳貨を供給すれば，同行は間接的に全王国に鋳貨を供給せざるを得なくなるということであって，鋳貨はその金庫から王国全体に，非常にさまざまな道を通って間断なく流れ込んでいくのである……確かに，スコットランドの諸銀行はみな，自分の無分別や不注意に対して大いに高い代価を払った。だがイングランド銀行は，自分自身の無分別に対してばかりでなく，スコットランドのほとんどすべての銀行が行なったもっとひどい無分別に対しても，大いに高い代価を払ったのである。（*WN* II. ii. 56. 強調は佐藤）

スコットランドの金融システムは久しい間ロンドンの信用次第であることがスミスにはわかっていたばかりでない。イングランド銀行の金属準備が，事実上ブリテンのあらゆる信用発行に対する最終準備になっていたことをスミスは強調したのである。[(22)] スミスは，銀行業については単純な諸資本の競争モデルを提示していたのではなくて，ブリテンの金融システムにおいてイングランド銀行が枢軸的地位にあることを認識していたのだ。だがスミスは，スコットランドの二つの公的銀行を，イングランド銀行とは全く対照的に取扱った。『国富論』は，二つの公的銀行をその他一般の地方銀行と全く区別しなかったのである（Checkland, 1975b : 269）。このような取扱いは，しかしながら，

---

(22) さらに，イングランド銀行は「商業手形の割引もしたし，イングランドばかりか，ハンブルクやホラントの主要商館の信用を維持したこともたびたびあった。1763年の場合などには，こういう目的のために，約160万ポンドを，大部分地金で貸し出したこともあったといわれている」（*WN* II. ii. 85）。オブライエンはスミスがイングランド銀行に最後の貸手機能を見たとする（O'Brien, 1975 : 142）が，フェッターは否定する（Fetter, 1965 : 10）。少なくともスミスは，金属準備のイングランド銀行への集中を認識していた。「彼［スミス］はどこにおいても，中央銀行業の理論的根拠を示唆しなかった」というホワイトの主張（White, 1984 : 54. ［　］内は佐藤）は誤っている。Cf. West (1997 : 127-28, 133).

ステュアートが思い描いたような理想的システム[23]がとうに崩れ，イングランド銀行を頂点とするブリテンの金融システムに急速に統合されつつあった18世紀後半のスコットランドの状況に鑑みると，まさしく時代の趨勢を先取りしていたといえるだろう[24]。実際，19世紀初頭の地金論争期には，スコットランドの公的二行は完全に地方銀行として取扱われることになるのである（*Works*, III : 228)。それゆえ，スミスが『所見』から『国富論』に至るまでスコットランドの二つの公的銀行による発券独占に激しく反対していた背後には，時代の文脈と趨勢とに対するきわめて合理的な判断が存在していたといえるだろう。

第四に，真正手形学説に繋がる要素は，『所見』には全く見出されない。それゆえ，真正手形学説は，仮にそれがスミスに認められるとすれば，『所見』以後の，何か最も新しい要素としてスミスの思想に出来したことになるだろう。

1765年法はスコットランドの金融システムに甚大な影響を及ぼした（Saville, 1996 : 148, 232)。そして，スミスはこの法を，小額銀行券禁止のその不徹底には不満を述べたものの（*WN* II. ii. 91)，『国富論』で全面的に支持した（*WN* II. ii. 41, 89, 98)。このように，スミスの銀行業に関する思想の発展は，法による兌換義務，小額銀行券の禁止，選択条項への非難[25]，中央銀行の役割の認識，さらには『国富論』で明確に打ち出された利子制限法の支持（*WN* II. iv. 14-6)，といった，フリー・バンキング学派が描くスミス像とはおよそ程遠い内実を伴うものであった。そして，先に触れたように，真正手形学説がしばしば歴史的に「銀行業のレッセ・フェール」の旗振り役を演じてきたとすれば，確かにそれはスミスの思想の発展とは異質なものを含んでいるといわざるを得ないのである。

V．兌換性と真正手形学説

第II節で見たように，真正手形学説は原則的に兌換性に依存しない。その学説は貨幣の貸付という発行様式に議論を基礎づけていたのであり，諸銀行は真正な手形の割引に貸付を限定することで

---

(23)　上注（6）を見よ。

(24)　エア銀行崩壊（1772年）後のスコットランドでは，スミスではなくて，二つの公的銀行が「真に国民的な銀行を形成するために」(Steuart, 1805, III : 251. 訳 293 頁）合併しシステムを統制すべきだとしたステュアートこそが，妥当するとサヴィルはいう（Saville, 1996 : 238-39)。だが，イングランド銀行を頂点とした19世紀金融システムに対しては，スミス-リカードウの分析こそが妥当することをサヴィル自身が示している（*Ibid*., pp. 244-48)。

(25)　あるフリー・バンキング論者によれば，選択条項はレッセ・フェール銀行システムにおいて個別銀行が一部準備に依りながら自行の流動性を保護するのに不可欠であり，18世紀のスコットランドの経験がそれを証明するという。そしてスミスがこの条項に対する主要な批判者として批判されているのは皮肉である（Dowd, 1993 : 52-6. Cf. *ibid*., pp. 31-3)。

受動的に取引需要の変化に応じているのだから，貨幣は内生的だという結論を出したのだ。この貨幣供給の制約のなさこそに，ローから現代に至るまで，かくも多種多様な論者たちがこの学説に魅せられてきた理由があったのだ。それゆえ，銀行業に強い法的規制を求める『国富論』での結論は，彼らを当惑させるものであるはずだ。

> もし銀行業者たちが一定金額未満の流通銀行券，すなわち持参人払の銀行手形を発行するのを禁じられ，そして彼らに，このような銀行券が提示され次第，即時無条件に支払うという義務を負わせるなら，彼らの事業は，それ以外のすべての点で完全に自由にされてよいし，それによって社会の安全が損なわれるおそれもないだろう。（*WN* II. ii. 106）

このスミスの主張には，銀行業者を真正手形基準に従わせねばならない，という含意は全く存在しない。

ここで，議論の前提になるスミスの金紙代替の論理を整理してみよう。

スミスにとって，経済成長に必要なのは，経済的剰余から貯蓄が形成され，それが生産的労働の雇用に資本として投資されることだ。だが，諸銀行によってあたえられる信用は，経済的剰余からこの貯蓄が現実に形成されたことを示すとは限らない。商人たちは，貯蓄によって形成された資本が存在しないにもかかわらず，信用を銀行から入手してこれを「資本」として用いるかもしれない。つまり，「過大取引（overtrading）」（*WN* II. ii. 65）をするかもしれない。だから，銀行が安んじて商人たちにあたえることができる信用は，社会の純収入から控除されるべき金銀のうちで，商人たちの手許に恒常的に必ず存在している部分すなわちレディ・マニ（ready money）分だけだ。レディ・マニとは時に生ずる受取と支払とのギャップや予期せぬ支払のために商人が保有する予備的準備としての遊休貨幣残高である。[26] これを信用によって開放することで，貯蓄に変化がない場合でも，純収入に新たな追加がなされ，新たな生産的労働の雇用と経済成長とが実現するだろう。なぜなら，このようにして開放された金銀は，国際的に実物資本と交換されて，国内に新たな生産的労働を雇用すべき基金たる流動資本をもたらすからだ。これが銀行業の効用だ。

それゆえ，スミスが繰り返し強調するのは，正確な貸付の限度としてのこの予備的準備への限定である。「銀行が商人または企業家にどの程度の貸付をするのが適当かといえば，それは，その商人または企業家が取引する資本の全額ではなく，またその資本のかなりの部分というのでもなくて，このうち，もし貸付がなされなければ，そのときどきの請求に応じるために遊休させたままレディ・マニで保有しなければならない部分だけだ，ということになる」（*WN* II. ii. 58）。流動資本の大部分ですら貸付の対象外である。なぜなら，流動資本に相当する金銀は常に商人の手許に存在

(26) Cf. Perlman (1989 : 80). レディ・マニは貯蓄形成を意味しないから，「資金」と解釈すべきでないのは，高木（1959 : 259-60）の主張するとおりである。

するものではなく，「[流動] 資本は貨幣の形で絶えず彼 [商人] のもとに復帰し，また同じ形で彼のもとから出てゆくけれども，復帰の総額は流出の総額からあまりにかけ離れている」からである。まして，「固定資本の回収は，ほとんどすべての場合に，流動資本の回収よりもはるかに緩慢である」から，銀行貸付の全くの対象外である（*WN* II. ii. 64. [ ] 内は佐藤）。商人が予備的準備として常に手許に保有せざるを得ない「死んだ資本」である金銀に対してのみ，「銀行業の賢明な操作は，商人がこのような死んだ資本を活動的で生産的な資本……へと転換させることを可能にする」（*WN* II. ii. 86）効用をもつ。以上のスミスの見解には，「最小限銀行システム」論者（Saville, 1996 : 237）という非難よりは，資本と信用との区別に細心の注意を払い，明晰に「マクロ経済的制約下における，純粋金属通貨から混合通貨への移行において獲得可能な厚生利得を分析」（Perlman, 1989 : 82）したという称賛こそが，ふさわしいはずだ。

だが，このようなスミスの主張は，真正手形学説と深刻に対立する。レディ・マニは取引需要を表すものではないからだ。「取引の必要」は，原料，仕掛品，完成品に至る（流動資本に対する）広範な信用需要を生むかもしれない。真正手形学説は，この需要が現実の財に裏づけられている限り，諸銀行にこの需要に応ずべき与信を命ずるだろう。それゆえスミスの主張を受け入れるのは，この学説の根底を否定することになるだろう。なるほどスミスは，1760年代にスコットランドの銀行業者たちによって用いられていた真正手形基準（Saville, 1996 : 243）をグラスゴウの銀行業者たちから「口承」の形で知っていただろうし（Mints, 1945 : 25 ; Fetter, 1965 : 9），『国富論』で真正な手形に触れはした。だが，実際にスミスが述べているのは，取引需要に応じた受動的な信用発行ではなくて，レディ・マニへの限定的与信である。

> ある銀行が，商人の求めに応じて，真の債権者が真の債務者にあてて振り出した真正な為替手形を割り引くとしよう。そしてこの手形が，満期になるやいなや，その債務者によって間違いなく支払われるとしよう。このような場合には，銀行が商人に貸し付けるのは，もし貸付がなければ，そのときどきの請求に応じるために遊休させたままレディ・マニで保有しておかなければならない価値の一部分に過ぎない。この手形が満期になって支払われると，それは，銀行が貸し付けていた価値を利子と一緒に銀行に償還するのである。銀行の金庫は，銀行の取引がこのような顧客たちに限られている間は，ちょうど次のような池に類似している。つまりその池は，そこから絶えず水が流れ出ているけれども，流出する水の分量に全く等しいもう一つの流れが，絶えず流れ込んでいるような池である。だからとりたてて注意しなくても，その池は，いつも同じか，またはほとんど全く同じ水の分量をたたえている訳である。（*WN* II. ii. 59. 強調は佐藤）

さらに，なるほどここでは手形が真正手形基準を満たし，なおかつその返済が確実であれば，レディ・マニへの限定的与信が実現できると主張されているが，だがしかし，レディ・マニへの限定的与信を実現する手段として，実際にスミスが真正手形基準より多くの紙幅を割いて語っているのは，スコットランドの諸銀行に特有な対人信用に基づく当座貸越便宜であるキャッシュ・アカウントで

あった（*WN* II. ii. 44-7, 60, 64, 73, 93)。実のところ，キャッシュ・アカウントそれ自体は，真正手形基準と原理的には同じ程度の意義しかもたないかもしれない。[27] だが，スミスが真正手形基準やキャッシュ・アカウント便宜に言及することで真に指示していたのは，貸付を短期に限り（*WN* II. ii. 60, 63-4)，返済の頻繁性や規則性を注意深く観察することで，諸銀行は自らの貸付が顧客のレディ・マニに限定されているか否かを判断できるということだった（*WN* II. ii. 61-3)。「500人ものさまざまな人々」の「情報」は，「銀行自身の帳簿が提供する以外には何も得られない」（*WN* II. ii. 62）からである。

だが，返済の頻繁性や規則性は，真正手形学説の本質には関わらない。実際，「空手形は単調な規則性をもって返済されるかもしれない」(Perlman, 1989 : 86)。例えば，当時のスコットランドの商人たちが頻繁に用いた「手形の振出と逆振出」（*WN* II. ii. 65, 70）は，返済のこの規則性を見せかける方便であった。結局，手形そのものによって，諸銀行が「真正な為替手形と空手形の区別」を見分けたり，「真正手形と融通手形」とを識別することは不可能なのである（*WN* II. ii. 72, 73)。スミスが繰り返し述べるように，「500人ものさまざまな人々に銀行が貨幣を貸し出す場合は」（*WN* II. ii. 77)，真正手形基準を満足させるような債務者の情報を諸銀行が手形から得るのは，不可能だからだ。以上のスミスの言明は，まさに，19世紀初頭における真正手形学説批判（Thornton, 1802 : 84-9. 訳 54-60 頁）の先取りに他ならない！　今日，スミスがわざわざ口承としての真正手形基準に言及したのは，実はそれを否定するためであったとする研究者（Dowd, 1996 : 308-9, 503 n.16）もいる現状を，決して無視してはならない。[28]

さらに，スミスが諸銀行側の利己心を全く信じていないことにも注意しよう。パールマンが首尾よくまとめるように（Perlman, 1989 : 82)，スミスにとっては銀行信用の増加がもたらし得る三つの金流出のケースが存在する。第一のケースは商人たちのレディ・マニとしての金の流出であり，これは先に見たように経済成長にとって望ましい。第二のケースは銀行準備の流出であって，これは兌換性を危うくするがゆえにあってはならない。第三のケースは消費者たちによって使用される金銀の流出であり，これは戦時下における国家と平和時における貧民との双方を危険に陥れるがゆえにあってはならない。そして，この第二，第三のケースはスミスの内部では一定の関連性をもつと見なし得るのである。

スミスは一部準備による銀行券発行を前提とする（*WN* II. ii. 29-30, 52)。銀行業に固有の費用は，

---

(27)　Laidler (1981 : 77 n.14), Perlman (1989 : 86) を見よ。さらにリカードウによるキャッシュ・アカウントの効用の批判（*Works*, I : 365-66) を見よ。

(28)　あれほど真正手形論者たちに対して容赦のなかったソーントンが，一度もスミスを真正手形学説論者として指弾することがなかった事実に注意せよ。19世紀初頭の主導的な地金主義者のうちで，スミスを真正手形論者として（おずおずと）指示した唯一の論者は，キング卿であったように思われる（King, 1804 : 21 n.)。

利子を生まない金属準備の保有と兌換請求に応じた後の金属準備の補充費用である（*WN* II. ii. 49)。さて，諸銀行が「その国の流通界では使用しきれないほどの紙券を発行」（*WN* II. ii. 50）すれば，追加的な銀行券は兌換請求の形で直ちに銀行に戻るだろう。それゆえ，諸銀行は，以前より大きな準備率のもとで操業しなくてはならなくなるだろう（*WN* II. ii. 51-2)。これは諸銀行の費用を増大させ，その利害に反するはずである。「だが，すべての銀行は，必ずしも各自の利害をよく理解したり，また注意を払ったりしてこなかったので，流通界はしばしば紙幣の供給過剰に陥った」（*WN* II. ii. 53)。スミスが，諸銀行が自らの利己心に忠実なら，真正な手形の割引に専心することで過剰発行を防ぐだろう，とは考えていなかったことは確かだ。諸銀行は自らの利害を顧みず，過剰発行をしばしば行なったので，イングランド銀行からの膨大な金流出やスコットランドでの選択条項の濫用が生じ，兌換性を脅かしたのだった。だから，諸銀行の利己心に依拠せずに，諸銀行に法的義務を課すことが必要だった。それは，即時無条件の兌換義務であった。

他方，スコットランドでの小額銀行券の氾濫をつぶさに見ていたスミスは，それがスコットランドから金銀を駆逐してしまった事態も重んじたに違いない（*WN* II. ii. 92)。それは，流通界における金属的要素を一層減少させることで，ますます事実上の「現金支払停止」の状況を加速させたのである。[29] スミスにとって，銀行券流通は「いわば紙幣というダイダロスの翼に吊り下げられているのだから，金銀という堅固な地面の上を歩き回る場合ほど安全だということはあり得ない」（*WN* II. ii. 86）のであり，安全性を高めるためには，小額銀行券を法的に禁止するに如くはないと信じたのであった。おそらくは，流通がすべて紙券で満たされて金銀が駆逐された後の，ロー・システムの崩壊がもたらした惨禍も念頭にあったに違いない（*LJ*(*B*) 279-80)。さらにまた，スミスが金紙代替の効用を説いたレディ・マニの節約は，商人間取引でそのときどきに生ずる支払請求のための予備的準備に関わるのであって，少額貨幣を用いる消費者には関わらないものだった。[30] そ

(29) スミスの金流出論の文脈に照らせば，スミスは，「せめてこれだけの正貨ももたないような経済に不安をもつ重商主義者」(Checkland, 1975a : 516. Cf. West, 1997 : 131）だからというよりは，その氾濫が兌換性を危うくすると見て（中村, 1963-65, (4) : 19-21）小額銀行券禁止論を展開したのだ。非貨幣的要因がスコットランドの金融システムに及ぼした影響の説明を言い逃れるためにスミスが持ち出したという説（Gherity, 1994 : 438-40）は，説得的ではない。

(30) サンチャゴ－ヴァリエンテは，スミスの流通二分論によれば，銀行券は商人間流通のレディ・マニを代替するだけで，商人と消費者間の流通が金属流通を保つ限り，最終財価値（金と財の相対価格）が中間財価格や信用を決定するのだから，スミスの真正手形学説は斉合的だし物価水準も確定的だという（Santiago-Valiente, 1988 : 48-9)。だが，真正手形学説によれば，真正手形という短期の自己弁済方式の手形でまかなわれる部分は，原料，仕掛品，卸から小売への販売といった在庫ストック（流動資本）に相当する部分であり，最終財価格は，最終財に実現された労働投入量から遡及されるのではなく，原料―仕掛品―完成品と商人間で売買を重ねられた結果としての価格でなくてはならない。それゆえ，この過程で同一の財に複数の手形が振り出された結果による価格の騰貴分は，そのまま最終財価格に反映するだろうし，小額鋳貨にこれを抑えることはできないであろう。いずれにせよ，スミスの流通二分論に物価水準決定の議論を見るのは疑わしい（Zallio, 1990 : 40)。

して，この小額銀行券禁止論は，銀行業に対して厳しい制約を課す規制であったのだ。[31]

私たちはこうして，真正手形学説ではなくて，兌換性こそがスミスの銀行理論の基礎なのだと看破したリカードウ（*Works*, III : 220）はやはり正しかったのだ，と確認できる。スミスが言及した真正手形基準は，1760年代以来発展し続けたスミスの思想の主軸に，いわば「接ぎ木」(Gherity, 1994 : 434. Cf. idem, 1993 : 274) されたものだったが，スミスの用法はしかし真正手形学説とは矛盾するものだった。これまで示してきたように，兌換性，選択条項禁止論，小額銀行券禁止論，銀行業の規制論は，スミスのイングランド銀行の役割への認識の深化とともに，『国富論』においては斉合的[32]に展開されていた。だが，これらすべては，真正手形学説とは矛盾するし，「銀行業のレッセ・フェール」の主唱者というスミス像とは大きくかけ離れるものである。

VI. おわりに——19世紀に向けて

スミスは，金銀の価値は「鋳貨として使用されることに先行し，またそれとは無関係に」（*WN* I. xi. c. 31）決定されることを明確にして，古典派貨幣流通法則の基礎を築いた。

> 金銀の価値と他財の価値との比率は，いかなる場合にも，ある特定の国で流通している特定の紙幣の性質や量に左右されるのではなく……一定量の金銀を市場にもたらすために必要な労働量と，一定量の他の種類の財貨をそこへもたらすために必要な労働量との比率に左右されるのである。（*WN* II. ii. 105）

これがスミスの物価水準の理論であり，それゆえ，「スミスは紙幣を兌換可能なものと仮定していたので，物価水準は諸銀行の操作にとって外生的な諸要因によって制約されていた」(Laidler, 1981 : 72)。

さらに，これまで本稿で考察されてきた金銀を紙幣で代替することによる社会的利得の分析は，

---

(31) Checkland (1975a : 515-16).「……全社会の安全を脅かす恐れのあるような少数の個人の自然的自由の行使は，最も自由な政府であろうと，最も専制的な政府であろうと，あらゆる政府の法律によって抑止されているし，また抑制されるべきものなのである。火災が広がるのを防ぐために隔壁を作るのを義務づけることも自然的自由に対する一つの侵害であるが，それはここで提案されている銀行業の規制とまさに同じ種類の侵害なのである」（*WN* II. ii. 94）。自らの小額銀行券禁止論を正当化する，このあまりにも有名なスミスの言明は，銀行業のレッセ・フェールの旗振り役を演じてきた真正手形学説とスミスとの距離を測る作業の中で，今日までほとんど掘り下げられてこなかったように思われる。

(32) 1780年までに中央銀行の特徴を備え始めたイングランド銀行へのスミスの称揚，「スミスが是認した民間銀行の実際の規制」がその流れの発展を「教唆していたように見える」こと，に困惑を見せスミスの不整合を主張する（West, 1997 : 133）のは，皮相に思われる。

「スミスが貨幣経済学者としてかくもしばしば非好意的に比較されているヒュームの著作の中にも，あるいは……他の18世紀の貨幣経済学者のどの著作の中にも，全く見出すことができない」（Laidler, 1981 : 70）ほどすぐれたものだった。[33]

これらすべてがその後の貨幣理論の展開にとって申し分のない基礎を提供したのであって，少なくとも，リカードウこそはスミスの貨幣分析から出発したのだった。

> 通貨は，それがすべて紙幣から，ただしそれが自ら代表すると称する金と等しい価値をもつ紙幣から，なる場合にその最も完全な状態にある。金の代わりに紙券を使用することは，最も費用のかかる媒介物の代わりに最も安価なものを用いることであり，それは，この国のいかなる個人にも損失をあたえないで，以前にこの目的のために用いてきた金を，原料，器具，および食物と交換することを可能とする。すなわち紙券の使用によって，その国の富と享楽とはともに増加するのである。（*Works*, I : 361）[34]

銀行券流通の基礎がその兌換性にあることを，リカードウに代表される19世紀前半の主導的貨幣理論家たちは，スミスから十分に学びとっていた。『地金報告』は，スコットランドの金融システムに対するスミスの分析を追認した（Cannan, 1925 : 37-8. 訳 61-2 頁）。スミスは一部準備を前提にしつつ兌換性を維持する方便として，スコットランドの経験に照らして小額銀行券の禁止を唱えたが，リカードウはスミスの金紙代替論をより洗練させて，むしろ金に対する不必要な需要を生む小額鋳貨の全面的廃止と，一部準備と完全な兌換性とを両立させる巧妙な地金案とを提案し，金融システムにおける中央銀行業に対する認識を一気に深化させた（佐藤，1999）。だがスミスなくしては，これらすべてが発展する余地はなかった。

スミスは，貨幣の需要サイドのみに目を奪われて資本と信用とを混同することは，なかった。むしろ「スミスは……信用の幻想性や虚偽性を重視」（飯田，1983 : 83 注 2）したのであった。そして，そのすべての諸要素は，真正手形学説とは両立しない。このようなスミスの貨幣理論は，本稿ではそのごく一部が検討されただけであるが，改めて今日多くの洞察をあたえるものと私は信ずるし，

---

(33) だが，スミスが今日の国際収支のマネタリー・アプローチの基礎を築いたという見解（Humphrey, 1981. Cf. Laidler, 1981 : 64-8）は，慎重な検討を要する。

(34) スミスなくして，ソーントンがいかにして以下の言明をなし得ただろうか。「なるほどこれらの銀行は，金の代わりに多くの紙券を置き換えた。だが，海外に去ってしまった金は，スミス博士が述べるように，その代わりに価値のある商品を国内にもち込んだ。流通界から節約されたギニー貨は，建物に使用された木材や，機械用に供された鉄や鋼や，また製造業者によって仕上げが施されてきた綿花や羊毛などを，国内にもち込むのに貢献してきた。このようにして，紙券は自らが海外に追い出した金とまさに等価の真実の資本をわが国にもたらしてきたのであり，そしてこの追加的資本は，わが国の資本の他のどの部分ともまさに同じように，勤労を発揮させるのに貢献してきたのである」（Thornton, 1802 : 177. 訳 179 頁）。

今後さらに一層の研究が図られてしかるべきである。

［追記：本稿がなるにあたり，飯田裕康先生，千賀重義教授（横浜市立大学），本誌匿名審査者の方々から御批評を賜りましたことを記して御礼申し上げ，また1997年7月26日の経済理論史研究会（於・法政大学）における草稿の報告に際しての同研究会会員諸兄姉の貴重な御意見に感謝を申し上げます。言うまでもなく，なお残る誤りはすべて筆者のものである。］

（富山国際大学人文学部専任講師）

引用文献一覧

飯田　裕康, 1983,「A. スミスにおける資本蓄積と信用――貨幣蓄蔵・貨幣資本 monied capital の形成をめぐって――」『三田学会雑誌』第75巻特別号.

小林　昇, 1973,『国富論体系の成立』,『小林昇経済学史著作集Ⅰ』未来社, 1976, 所収.

佐藤　有史, 1993,「初期アダム・スミスの価格論の再検討――『法学講義』および『国富論草稿』――」『三田学会雑誌』第86巻第1号.

――, 1999,「現金支払再開の政治学――リカードウの地金支払案および国立銀行設立案の再考――」『スタディ・シリーズ』（一橋大学社会科学古典資料センター）, No. 41.

高木　暢哉, 1959,『信用制度と信用学説』日本評論新社.

中村　廣治, 1963-65,「スミス貨幣・信用理論の研究 (1)-(4)」『経済論集』（大分大）第15巻1・3号, 16巻1号, 16巻2・3号合併号, 16巻4号.

Arnon, A., 1991, *Thomas Tooke : Pioneer of Monetary Theory*, Aldershot : Edward Elgar.

Backhouse, R. E., 1995, *Interpreting Macroeconomics : Explorations in the History of Macroeconomic Thought*, London : Routledge.

Cannan, E., 1925, *The Paper Pound of 1797-1821 : A Reprint of the Bullion Report*, 2nd edn. Reprinted, New York : A. M. Kelley, 1969. 田中生夫編訳『インフレーションの古典理論』未来社, 1961.

Checkland, S. G., 1975a, 'Adam Smith and the Bankers' in Skinner and Wilson (eds), 1975.

――, 1975b, *Scottish Banking : A History, 1695-1973*, Glasgow : Collins.

Corry, B. A., 1962, *Money, Saving and Investment in English Economics 1800-1850*, London : Macmillan.

Dowd, K., 1993, *Laissez-Faire Banking*, London : Routledge.

――, 1996, *Competition and Finance : A Reinterpretation of Financial and Monetary Economics*, London : Macmillan.

Feavearyear, A. E., 1963, *The Pound Sterling : A History of English Money*, 2nd edn, rev. by E. V. Morgan, Oxford : Clarendon Press. 一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング――イギリス貨幣史――』新評論, 1984.

Fetter, F. W., 1965, *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1875*, Cambridge, Mass. : Harvard U.P.

Gherity, J. A., 1993, 'An Early Publication by Adam Smith', *History of Political Economy*, vol. 25, no. 2.

——, 1994, 'The Evolution of Adam Smith's Theory of Banking', *History of Political Economy*, vol. 26, no. 3.

Glasner, D., 1992, 'The Real-Bills Doctrine in the Light of the Law of Reflux', *History of Political Economy*, vol. 24, no. 4.

Green, R., 1992, *Classical Theories of Money, Output and Inflation*, London: Macmillan.

Humphrey, T. M., 1981, 'Adam Smith and the Monetary Approach to the Balance of Payments', *Federal Reserve Bank of Richmond Economic Review*, vol. 67, no. 6.

——, 1982, 'The Real Bills Doctrine', *Federal Reserve Bank of Richmond Economic Review*, vol. 68, no. 5.

——, 1996, 'Review' of A. E. Murphy (ed.), *John Law's 'Essay on a Land Bank', European Journal of the History of Economic Thought*, vol. 3, no. 2.

Huskisson, W., 1810, *The Question concerning the Depreciation of our Currency stated and examined*, 6th edn, London: J. Murray.

King, Lord P., 1804, *Thoughts on the Effects of the Bank Restrictions*, 2nd edn, London: Taylor.

Laidler, D., 1981, 'Adam Smith as a Monetary Economist', *Canadian Journal of Economics*, vol. 14, no. 2, as repr. in J. C. Wood (ed.), 1994, vol. V, item 4.

——, 1984, 'Misconceptions about the Real-Bills Doctrine: A Comment on Sargent and Wallace', *Journal of Political Economy*, vol. 92, no. 1.

Law, J., 1705, *Money and Trade Considered*. Reprinted, New York: A. M. Kelley, 1966. 吉田啓一訳「貨幣と商業」, 同著『ジョン・ローの研究』泉文堂, 1968, 所収.

Mints, L. W., 1945, *A History of Banking Theory in Great Britain and the United States*, Chicago: University of Chicago Press.

O'Brien, D. P., 1975, *The Classical Economists*, Oxford: Clarendon Press.

Perlman, M., 1989, 'Adam Smith and the paternity of the Real Bills doctrine', *History of Political Economy*, vol. 21, no. 1.

Ricardo, D., 1951-73, *The Works and the Correspondence of David Ricardo*, 11 vols, ed. P. Sraffa, Cambridge: Cambridge U.P. 邦訳『デイヴィド・リカードウ全集』既刊 1-10 巻, 雄松堂, 1969-78.

Ross, I. S., 1995, *The Life of Adam Smith*, Oxford: Clarendon Press.

Santiago-Valiente, W., 1988, 'Historical background of the classical monetary theory and the "real-bills" banking tradition', *History of Political Economy*, vol. 20, no. 1.

Sargent, T. G., 1979, *Macroeconomic Theory*, New York: Academic Press.

Sargent, T. G., and Wallace, N., 1982, 'The Real-Bills Doctrine versus the Quantity Theory: A Reconsideration', *Journal of Political Economy*, vol. 90, no. 6.

Saville, R., 1996, *Bank of Scotland: A History 1695-1995*, Edinburgh: Edinburgh U.P.

Selgin, G. A., 1989, 'The Analytical Framework of the Real-Bills Doctrine', *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, vol. 145, no. 3.

Skinner, A. S., and Wilson, T. (eds), 1975, *Essays on Adam Smith*, Oxford: Clarendon Press.

Smith, A. [?], 1763, 'Thoughts Concerning Banks, and the Paper-Currency of Scotland', *The Scots Magazine*, vol. 25 (November), as repr. in Gherity, 1993.

——, 1976, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1776), ed. R. H. Campbell and A. S. Skinner, Oxford: Clarendon Press. 大河内一男監訳『国富論』全三巻, 中公文庫, 1978.

——, 1978, *Lectures on Jurisprudence*, ed. R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, Oxford: Clarendon Press. *LJ*(*B*) の邦訳, 高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947. ED の邦訳, 水田洋訳『国富論草稿』日本評論社, 1948.

Steuart, J., 1805, *An Inquiry into the Principles of Political Œconomy*...(1767), as vols. I-IV of *The Works, Political, Metaphisical, and Chronological, of the late Sir James Steuart*..., 6 vols, ed. Gen. J. Steuart. Reprinted, New York : A. M. Kelley, 1967. 第 3 - 5 編の邦訳, 小林昇監訳『経済の原理』名古屋大学出版会, 1993.

Thornton, H., 1802, *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, repr. in Thornton, 1939. 渡辺佐平・杉本俊朗訳『紙券信用論』実業之日本社, 1948.

——, 1811, *The Substance of two Speeches of Henry Thornton*, repr. in Thornton, 1939.

——, 1939, *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, ed. with an intro. by F. A. v. Hayek. Reprinted, Fairfield, N. J. : A. M. Kelley, 1991.

Vickers, D., 1975, 'Adam Smith and the Status of the Theory of Money' in Skinner and Wilson (eds), 1975.

West, E. G., 1997, 'Adam Smith's Support for Money and Banking Regulation : A Case of Inconsistency', *Journal of Money, Credit, and Banking*, vol. 29, no. 1.

White, L. H., 1984, *Free Banking in Britain : Theory, Experience, and Debates, 1800-1845*, Cambridge : Cambridge U. P.

Wood, J. C. (ed.), 1994, *Adam Smith : Critical Assessments, 2nd ser.*, 3 vols, London : Routledge.

Zallio, F., 1990, 'Adam Smith's Dual Circulation Framework', *The Royal Bank of Scotland Review*, no. 166.